高知県稲発酵粗飼料利用促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県稲発酵粗飼料利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、自給飼料の確保による畜産農家の生産コストの低減及び経営安定のため、地域における稲発酵粗飼料（以下「稲WCS」という。）の生産及び利用を促進し、耕畜連携による取組体制の確立を図る高知県農業協同組合（以下「補助事業者」という。）が実施する稲発酵粗飼料利用促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

（補助対象経費、補助率等）

第３条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第７条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　（１）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

　（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

　（３）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

　（４）補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者にしないこと、契約の相手方としないこと等県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（５）間接補助事業者に対して第１号から第３号までに掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更等）

第８条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

 （１）補助金額が増額となる場合

　（２）補助金額を20パーセントを超えて減額する場合

　（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助事業の実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は補助事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに、別記第３号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第４号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（補助事業の実施期間）

第12条　補助事業の実施期間は、平成24年度から令和５年度までとする。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

 附　則

　１　この要綱は、平成24年４月５日から施行する。

　２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第３号、第９条第３項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

　この要綱は、平成26年４月８日から施行する。

附　則

　　　この要綱は、平成27年４月14日から施行する。

　　附　則

　　　この要綱は、平成30年4月１日から施行する。

　　附　則

　　　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

　　附　則

　　　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業者 |  事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率及び補助限度額 |
| 高知県農業協同組合 | （１）農事組合法人（農業協同組合法第72条の３に規定する法人をいう。）（２）営農集団（３戸以上の農家で構成される団体をいう。ただし、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）（３）公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）（４）農業協同組合又は農業協同組合連合会（５）その他高知県農業協同組合が適当と認め、知事の承認を受けた団体  | 高知県農業協同組合が実施する次に掲げる事業（1）稲WCS収穫調整機械レンタル料等（2）稲ＷＣＳ収穫調整機械の運搬料（3）稲WCSの運搬料 | ２分の１以内。ただし、10アール当たり１万円を上限とする。２分の１以内。ただし、1回当たり5,000円を上限とする。２分の１以内。 |

備考

１　稲WCSとは、イネの子実が完熟する前に茎葉と同時に収穫し、サイレージ化した粗飼料とする。

２　高知県農業協同組合は、稲WCS供給に取り組む組織において、稲WCS収穫調整機の導入に向けて実証を行っている取組に対して支援を行うことにより、水田を利用した稲WCSの生産を促進するものとする。

３　事業実施主体は、収穫調整機械レンタルに当たって、圃場台帳、収穫野帳等を整備しなけ　ればならない。

別表第２（第５条－第７条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

11　県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。